

## 公布された規則のあらまし

### 佐賀県総合福祉センター管理規則及び佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則の一部を改正する規則（規則第 15 号）

#### 1 佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正関係

- (1) 相談課を相談第一課及び相談第二課に改めることとした。（第 3 条関係）
- (2) 障害者支援課の機能回復訓練室を廃止することとした。（第 3 条関係）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。（第 4 条関係）
- (4) 相談第二課に児童福祉司を置くこととした。（第 5 条関係）

#### 2 佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則の一部改正関係

法が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。（第 6 条関係）

#### 3 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

### 佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第 16 号）

- 1 研修部の農家研修課及び技術研修課を農業研修課に改めることとした。（第 4 条関係）
- 2 研修部の課に係長を置くこととした。（第 6 条関係）
- 3 農産園芸課程の専攻コースについて、果樹複合コース、野菜複合コース及び花き複合コースを水田農業・露地野菜コース、施設野菜コース、果樹コース及び花きコースに改めることとした。（第 11 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

### 佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第 17 号）

- 1 佐賀県行政組織規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金を追加することとした。（第 50 条関係）
- 3 小学校、中学校及び義務教育学校において、給与等の資金を前渡される者を改めることとした。（第 72 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1 については、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。